

# 学術会議会員任命拒否で歴史を汚す菅首相

—ファシズム行為は長く糾弾されるだろう

小林昭三

はじめに

「安全保障関連法に反対する学者の会」は10月14日に記者会見をし、日本学術会議が推薦した会員候補6人を菅義偉首相が任命しなかったことに強く抗議し、その理由の開示と撤回を求める声明を発表した。会の呼びかけ人の一人・ノーベル物理学賞受賞者・益川敏英・京都大名誉教授は「政府の人事介入はあつてはならないことです。汚点を残すもので、とうてい承服できません。菅義偉首相が、任命拒否という乱暴なことを行ったということは、歴史上長く糾弾されるでしょう」と批判するメッセージを寄せた。日本学術会議は、先の戦争の反省の上に立って、作られた。戦争に協力

しない。学問の自由を守る。政府から独立する。との重要性を鑑み、戦前・戦中の国家による学問思想統制の反省によって政府からの独立性をうたい、首相の任命権を明白に制約する。人事介入の余地は全くない。

従って、今回の任命拒否は、法律に基づく形式的任命権に反した明らかな違法行為であり、学問の自由を侵害し、思想表現の自由の抑圧につながりかねない暴挙だ。「これを許せば、学問への萎縮効果を生み、看過できない。政府に言いなりになる学者ばかりが育ち、発展がない社会や国となる。(浅倉)」「アカデミーに権が関与することは学術的な発信力を損なう大きな問題で、長期的に日本全体の国益を損なう(内田)」。

10月中旬の朝日新聞の世論調査で内閣支持率は9月

調査の65%から53%へと12%も下落した。日本学術会議をめぐる問題では、菅首相の説明は「十分ではない」との回答が、共同通信調査では72・7%に達した。

日本物理学会、日本数学会、日本地球惑星科学連合の3学会と自然科学学会連合、生物科学学会連合に加盟する5学会連合・学協会+97学協会は、10月9日に、ネット上で共同会見を行い、今回の任命拒否は、多様な科学者の真摯(しんし)な意見に耳をふさぎようとしているのではないかという危惧を持つ。「政府により理由を付さずに任命が行われなかったこと」を「憂慮」し「従来の運営をベースとして…早期の解決が図られること」を求める。と、共同の緊急声明を発表した。理系102学会がこうした声明を出すのは初めてのことである。ネット署名も、反対声明への賛同者は10日で14万人を超える規模に達した。本にいがた県民教育研究所や、新潟大学教員有志(一週間の短期間に約百名が賛同)が任命拒否の撤回などを求める声明を出した。

任命拒否の撤回を求める声明が828学会・協会・大学などから出されたことが学術会議の参考資料(11月24日付・注1)で示された。11月末までに、28大学20

学会連合・900学協会を超える空前の規模に達した。

## 1 任免拒否に至った経緯

日本学術会議は、昭和24年(1948年)1月、内閣総理大臣の所轄の下「政府から独立して職務を行う特別の機関」として設立された「日本学術会議法・注1」という法律によって定められている機関である。第1回総会(昭和24年1月22日)ではその基本的な指針となる「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明(声明)」「(平和声明とも呼ばれる)」を採用した。「この機会に、われわれはこれまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであつて、学問の全面にわたりそのなう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を

確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。ここに、本会議の発足にあたって、われわれの決意を表明する次第である」と（傍線は筆者による）。その起草者・法学博士末川博・当時の立命館大学総長は「反省」を次の様に説明した。政治的な力が科学に圧迫を加え、科学を政治の奴隷のように扱った。そんな中で科学者が政治の使用人になったりなろうとしたりした。声明は科学者の過去の卑屈な態度についての反省であり、ざんげである」と。末川氏は1933年の京都大学・滝川事件で、抗議の辞職をした7人の教授の一人。『刑法読本』の著者・京大の滝川幸辰教授の学説を「マルクス主義的」と政府が1933年に休職にした事件である。

当初は会員が全科学者による選挙で選ばれた。7部門、各30人ずつ、計210人。選挙権および被選挙権は、大学卒業後2年以上経た研究者。人文・社会科学、生命科学、理学・工学全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関だった。210人の会員と約2000人の連携会員により、次の2つの職務が担われた。科学

に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。基本的には、政府に勧告したり、政府から諮問を受けて答申したりする機関である。創設してしばらくは、まさに「学者の国会」として存在感を見せていた。その後、1959年に科学技術会議が「科学技術会議設置法」に基づいて総理府に作られ、これが国の科学技術政策について政府に答申することになった。研究予算の配分は、1967年に文部省に設置された学術審議会が審議するようにして、政府は徐々に学術会議を科学技術政策から遠ざけた。1984年、会員選出方法が選挙から学会推薦制に変わった。当時、有権者約22万人、投票率60%超、という会員選挙が実施されていた。

8月末には、学術会議から105人の推薦名簿が政府へ提出された。菅首相は、9月28日に6人除外し99人のみ任命する違法行為を犯した。その任命拒否の理由説明さえしない暴挙に対し、万人からの激しい糾弾は必至だ。菅首相は「加藤官房長官と杉田副長官に（学術会議に対する）懸念を伝えてあつたという。9月22日か23日ごろ、6人除外の相談を杉田和博官房副

長官から受け、菅首相はそれを了承し、9月24日に内閣府が99人の名簿を起案した。予算委員会（11月5日）で、6人除外が決まる過程の公文書（杉田と内閣府のやりとりの記録）の保管を加藤が答えた。菅首相は、加藤陽子教授以外は、任命除外者の名前も業績も知らない。学術会議や加藤氏の国立公文書館関連での寄与も知らないという。推薦リスト等を杉田副長官が事前に見て係る行為を、安倍政権時から常態化したという。

法制局長官の首をすげ替え。集団的自衛権の行使容認との憲法解釈ねじ曲げ。政権の意に沿う法解釈・憲法解釈を国会にはからぬ手前勝手等の独裁化に至る。

憲法や法の解釈は、国会答弁により確定したものだ。然るに官邸の一存でそれを勝手に変えることは許されない。その勝手な法解釈を弄ぶ安倍政権の立役者が菅官房長官だったのだ。安倍の恐怖政治の風潮を引き継ぎ、違法行為に慣れ過ぎた菅政権が、ファシズム的恐怖・強圧政治をした自覚すらないほど、鈍感にふるまう実態が丸見えになった。安倍・菅にたてつく官僚や学者を次々に切り捨て、自由にモノが言えない世の中にし、よいのか否か。今、大きな歴史の別れ道に來た。危険極まりない菅ファシズム政権を、徹底的に暴露し

戒めざれば、戦前の恐怖政治が再来し、手遅れになる。

① 立教大学平嶋彰英特任教授の証言：総務省の局長だった2014年、官房長官だった菅義偉首相にふるさと納税で異議を唱え、主要ポストから外されたとの証言。政策に反対する官僚は「異動」させるとの菅首相の強圧的手法は、「法治国家でなく人治国家だ。官邸の方を向いて仕事をする付度官僚がはびこり独裁に陥る」と警鐘を鳴らした。「首相が人事権を誇示しても、学者の良識は思い通りにならないと知るべきだ」と批判した。

② 前川喜平・元文部科学事務次官の証言する事例  
私にも、官邸に人事を拒否された経験がある。文部科学事務次官だった2016年8月、文化審議会文化功労者選考分科会の新委員を官邸にあげた。委員の直接の任命権者は文科相だが、閣議案件なので官邸の了解も必要だ。当時の松野博一文科相が認めた人事案を出す、杉田和博官房副長官に、2人の差し替えを求められた。以前、安保法制など安倍晋三政権（当時）の政策に批判的発言をしたからだ。官邸を通らないと新委員の発令ができない。仕方なく改めて人選した。杉田副長官の一存で文科相の意思決定は覆せない。菅義

偉官房長官（当時）に差し替えを認められたと考えるのが妥当だ。官邸は、身辺調査、思想調査などで審議会などから好ましくならざる人物を排除してきている。

### ③ 度重なる「憲法解釈変更や法解釈変更」

更に、2004年の日本学術会議法改定時に、総務省が内閣法制局に提出した法案審査資料の中に、学術会議から推薦された会員の任命を首相が拒否することは「想定されていない」との記述があることが9月24日、分かった。首相の任命は「形式的」なものでした。1983年の国会での政府答弁を裏付けるもので、任命拒否の違法・違憲性がさらに強まった（立憲民主党の小西洋之参院議員入手・内閣法制局の「次長・長官用最終1月26日メモ」）。「日本学術会議法の一部を改正する法律案（説明資料）平成16年1月26日 総務省」と題する文書中の記述。「第17条、第22条の3改正の趣旨（会員の推薦関係）」には、学術会議会員の選考方法について、「具体的には、日本学術会議が、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、会員の候補者を決定し、内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣が、その推薦に基づき、会員を任命することになる。」この際、日本学術会議が

ら推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない」と記述した。

### ④ 船田元・元経済企画庁長官の証言（2020・10・21）

「イエスマン」だけで固めるなら学術会議の価値がなくなる。私は1983年に会員を公選制から任命制に変更した際の国会審議に衆院文教委員として関わった。審議のなかで、当時の丹羽兵助・総理府総務長官や高岡完治内閣官房参事官が「学会の方から推薦していただいた者は拒否しない」「形式的な任命制」と答弁していたことを覚えている。任命制に変更するにあたり、政府によって恣意（しい）的な任命が行われるのではないかという懸念があり、学者からも強い反対があった。政府側は「形式的な任命制」を強調して収めた経緯。法案審議の一番の肝だ。学者には研究の成果をどう世の中に役立てるかという観点がある。時の政府から独立して存在する必要があるからだ。

## 2 任命拒否で露わになる

### 菅総理の危険な本性

任命拒否で、菅首相の隠された本性が露わになった。

「首相が同会議の推薦通りに任命すべき義務はない」と新たに作文された公文書の存在が、国民の目から隠されていた「極秘公文書の存在」が、国会での調査で明らかされた。驚くべきことには、当時の山極寿一会長ら幹部には、その新解釈の作成そのものが知らされていなかった。その文書は、2018年11月13日付で「内閣府日本学術会議事務局」が作成したとされるもの。

首相には「推薦のとおり任命すべき義務がある」とまでは言えない」と明記されていたのである。1983年に行われた日本学術会議法改定のさいの国会審議で、中曽根康弘首相（当時）が「政府が行うのは形式的任命にすぎません」と答弁した条文解釈をくつがえすものとみなされる、法解釈の明白な変更である。その法解釈の変更は、学術会議の側や、国会における公開の場で協議されるべきものである。そのような重大な検討を日本学術会議の事務局が行うこと自体、極めて不自然な事態である。しかも、「学術会議会長をはじめ、学術会議の幹部による議論抜きで会員任命に関する法解釈の全面転換を図る進行自体が、全くあり得ない。

安倍政権下では、勝手にまわる3回の法解釈変更が

開討ち的に行われてきた。①2014年7月の集団的自衛権の憲法解釈変更・閣議決定。②2018年9月5日〜11月16日の第17条の「推薦に基づく任命の法解釈を変更」（開の中）。③2020年1月・検察官の定年延長の解釈変更・黒川検事長の定年延長問題で強行の3回だ。

①では、2014年7月1日に閣議決定した「集団的自衛権の行使容認のための憲法の解釈変更」という憲法違反に至る重大な「解釈改憲」だった。地球の裏側の国まで武装した自衛隊を出動させ、他国の戦争に参戦することを「自衛の範囲」としてしまう無謀な「解釈変更」で、「解釈改憲」ではなく、正式に「憲法改正」の手続きを踏まなくては許されない違憲行為だった。

③は本年2月の黒川弘務の騒動である。安倍晋三氏は、自分の息の掛かった東京高検の黒川弘務検事長（当時）を検事総長にするため、従来はしなかった定年延長を可能にする法律の解釈変更を密かにした。その違法行為がバレ、後付けで、実は法解釈の変更をした、との無理なつじつま合わせをやった。公務員の定年延長の例外規定を、適用外の検事長にまで適用した。

このことは、賭けマージャン事件での黒川退職、林検事総長への落着となる経緯で大誤算に至った。黒川検事総長実現への無謀な策略事件は無残な結末を迎えた。実は、黒川退職・林検事総長になり、安倍前首相の桜を見る会前夜祭をめぐり「東京地検特捜部の捜査を受けた。その結果、安倍氏側がこの5年間で前夜祭の経費支払いで916万円の不足分を補填した事を認めた」という。2020年5月に弁護士や学者が公職選挙法違反（選挙区内の有権者への寄付行為禁止）と政治資金規正法違反（不記載）にあたる」と東京地裁に告発状提出による捜査結果なのだ。ホテル側からの差額を受け取った領収書も確認され、補填も認めたという。安倍前首相が桜を見る会がらみの国会答弁でのウソの回数空前絶後となろう。事務所の関与無い16回、明細書無い10回、差額補填無い7回、等々。検察の捜査逃れを謀り、定年延長の例外規定を適用外の検事長にまで適用したのは、「違法な安倍防衛的な法解釈変更」だった。

今回の任命拒否の暴挙が、明白な違法行為である事は次の4点に集約できる。(1)従来の政府答弁を覆し、同会議推薦候補の一部を首相が拒否した。(2)「優れた

研究又は業績」が同会議法の唯一の推薦基準なのに、「総合的・俯瞰（ふかん）的な立場」という別な基準を持ち込んで任命拒否理由とした。(3)任命は「推薦に基づいて」行わなければならないのに、首相が推薦名簿を「見ていない」と述べた。(4)杉田和博官房副長官が6人の除外に関わり、学術会議の選考・推薦権や首相の任命権を侵害した。

更に驚くべきは、政府が同会議は「行政改革」の対象だとし、自民党が同会議の在り方を見直すプロジェクトチームを立ち上げたこと。この卑劣極まる議論のすり替え、どう喝・デマ・フェイク等で、学術会議の実態をゆがめ、戦争法への批判を異端視して、同会議を政府の御用機関化する企ては、到底容認されない。

人事院、日銀、最高裁、NHKなどに続き、学術会議にも、独立性への介入が企てられるに至った。萩生田文科大臣は国立大学長も形式的な任命で無いと云う。菅政権が人事権を振りかざせなくする制度的な歯止めも必要になった。特に、日本学術会議は民主主義を基本として議論を展開する学術の府・学者の国会である。国会とは違って学術について実に多様な学問分野の学者が集って論じる会議である。その独立性の危機が懸

念される。更に、菅政権下では憲法体制も危つくなる。

### 政府・与党他からの悪質なデマの拡散

学術会議をめぐる政府・与党他から悪質なデマが拡散されている。「事実無根の場合、自ら誠実に謝罪・訂正し、それが『拡散』と同じくらい広くいきわたるように尽くすのが責任ある行動だ。特に、責任ある方が（デマを）『拡散』させた場合、そういうことが求められる」。日本学術会議の会員任命について、会員になれば学士院会員になれる、多額の年金が貰える、などという根拠のない情報をそのまま拡散する議員がいる事態は実に情けない。日本学術会議法や学士会法の条文を議員もメディアも確認しないのでは、官僚機構に対して意義ある意見を述べることはできない（石破茂）。10億以上の税金を国が出し、学士院会員になれる、多額の年金が貰えるとデマを云うがウソが直ぐにばれて謝った。10億の大部分は、50人の事務局長人件費等の固定的な運営経費だ。全国87万人の研究者を代表する日本国籍を持つ210人の会員と2千人の連携会員は、公務員で給与はない。会議に出席する際の日当と交通費（一人月19000円）が支払われるボランティアだ。

菅首相は「閉鎖的で既得権益のようになってい

る。会員が後任を推薦することも出来る」と云うが、次の会員選考の実態を無視し隠蔽する悪質なデマ攻撃だ。

真の選考実態は、全学会から広く推薦を求め、大きな部単位の視野で選考を行う。狭い集団での再生産にならないよう意識的な工夫・努力を重ねてきている。令和2年10月には、会員（210名）及び連携会員（約2000名）の半数改選が公正で透明に行なわれた。

学術会議の運営に関する内規第6条の規定に基づき、

コ・オブレーション方式による選考だった。その手順は、会員および連携会員が次期の候補者にふさわしい、

「優れた研究又は業績がある」方々を、それを挙証する実績に関する情報を付して挙げ（第25期の半数改選105名については約1300名・注1資料参照）、また、学術会議への協力団体として登録している学会等

（以下、協力学術研究団体、約2000団体）にも、会員・連携会員にふさわしいと考えられる方々の「情報提供」を願い、多数（約1000名）の情報が寄せら

れた。そのなかから学術会議内に設けた「選考委員会」でいくつかの段階を経て慎重に選考し、総会で承認した上で、会長が内閣総理大臣に推薦するという手順を



踏む。その際に「優れた研究又は業績を有する」ことを前提とした上で、学術分野や男女比、地域バランスなどに留意して、適切な会員構成になるように工夫する。このような選考手順なので、ある特定の会員個人が自らの後任を指名し選ばれることは有り得ない。

橋下元大阪市長の「学問の自由の侵害でない」は、重大な誤りだ。政権は学問の自由を侵し、学問的見地から政府に批判的な意見を表明した会員候補を異端者扱いし排除・抑圧した。梶田学術会議会長は記者会見で「任命拒否された会員候補の教え子の大学生が嫌がらせを受けている」とし、「任命拒否された教授らも精神的に苦勞している。大変憂慮すべき事態」と述べた。このように名実ともに重大な学問の自由の侵害なのだ。社会一般に於ける言論の自由にも萎縮効果が及ぶ。日本学術会議は自らの人事の独立性を守る事で学問の自由を守り、日本の科学や教育や文化・芸術・スポーツ等、多様な分野に於ける、学問・言論・思想の自由を保障する活動の先頭に立てる。国立大学長を各大学で決める人事権により、大学は自治・学問の自由を守る。

実は、今から70年前の1949年7月19日の新潟

大学開学式に於いて、GHQ（連合国軍総司令部）顧問のイー ルズ氏が講演を行い、「共産主義者には自由がない、大学から共産主義者を追放せよ」と述べた。このことが発端となって全国的にレッド・パージの嵐が吹き荒れ、新潟県下の大学、専門学校、小中学校では、全く道理のない「辞職勧告」が数多く行われた。

日本学術会議はこれを憂慮し、同年の9月の第五回総会で、声明書と政府への勧告文を出し、レッド・パージに対する警告を行った。学問思想の自由保障委員会等に於いて、声明書・勧告文の草案が作成され、総会で多数の会員が賛成し勧告・警告が出された。その結果、道理のない「辞職勧告」をくい止め、学問思想の自由を守る役割を学術会議が果たし得た。その貴重な教訓こそ、新制大学が真に大学の名に値する学問的權威を獲得するには何よりも学問、思想の自由を保証しなければならないこと。教員の人事、その他の大学の重要事項が教授会の自治によらず、理事会、学長や学部長の官僚的独善や独裁により決定されるようなところで、どうして高い学問が生まれるようか、等であった。新潟の例では、道理のない「辞職勧告」の多くは、学部他の官僚的独裁下での悪事を隠蔽する為に、それ

を知る告発者を不当に辞職させる策謀例(前述の安倍総理の違法行為隠し用の検事総長人事の策謀等)が、特に目立った。

### 3 任命拒否問題の国際的評価

150年以上の歴史を持つイギリスの学術雑誌「Nature」が、「Natureが今まで以上に政治を扱う理由」と題した社説を2020年10月6日に発表。2020年10月に報じられた「菅義偉首相が日本学術会議の会員候補6名の任命を見送った」というニュースにも触れながら、科学と政治の切り離せない関係についてコメントしたNatureは「バイデン氏が勝利した場合、科学界にどのような影響があるか」「トランプ大統領がこれまで科学界に残した負の遺産」についてまとめた記事を掲載した。Natureは「政治家たちが学問の自由、つまり学問の自律性を守るという原則に反発している兆候がある」と指摘。学問の自律性とは、たとえ研究のために政治家が公的資金を投入しても、その研究が最終的な結論に至るまで、政治家からの干渉は望ましくないということであるとNatureは解釈した。「政治家や役人が科学者に助言や情報を求めることが

あつても、指図することはできない」との理解は、科学と政治の関係を支える基礎の部分であると。

菅義偉首相が政府の科学政策に批判的だった学者6名を日本学術会議のメンバーに任命することを拒否したニュースにも言及。Natureは、「日本学術会議は日本の科学者の声を代表することを目的とした独立組織であり、任命が拒否されたのは、2004年に首相が任命するようになってから初めてのことです」と述べた。

米科学誌『サイエンス』はデニス・ノーマイル記者による記事「日本の新首相が学術会議との戦いを選択」を5日付で報道した。記事は、菅首相は拒否の理由を明らかにしていないが、任命を拒否された6人全員が、菅首相が前政権で官房長官を務めていた時に採択された法律を批判したと指摘。学術会議が菅首相に理由の説明と6人の任命を求めたと、任命拒否決定は違法とする日本科学者会議の井原聰事務局長声明を掲載した。

#### おわりに

憲法第6条1項に基づき、天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。これは「形式的な

任命権」だから、天皇は「NO」と言うことはない。こうして菅総裁は日本の総理大臣になった。その指名は、憲法67条1項に基づき、内閣総理大臣は、日本の国会議員の中から国会の議決（内閣総理大臣指名選挙）でこれを指名する。但し、指名の資格要件は国会議員であることと文民であること。どんなに気に入らなくとも、憲法に従って国会の議決で指名された人物を、天皇は任命するしかない。内閣総理大臣指名選挙によって選出された人物を、天皇が総理大臣の任命を拒否することと同じことを、菅首相は、やってしまった。

臨時国会の召集は10月26日で、新首相が国民に向けた所信表明演説が就任から40日後ととても遅い。実は、首相が国会に出席しての審議は、安倍晋三政権だった6月17日以来の、4か月と10日（130日余）後だった。憲法に基づく野党の臨時国会召集要求を放置し、国会追及から逃げ回る安倍方式をより悪く引き継ぐ。

櫻井よし等の読売・日経・産経への意見広告

日本会議のフロント組織である国家基本問題研究所（櫻井よし）理事長・新潟出身、田久保忠衛副理事長・日本会議会長）は、「日本学術会議は廃止せよ」とす

る学術会議を攻撃する意見広告を出した（2020年10月23日の読売・日経・産経に）。広告では、「日本学術会議自体こそが、自由な学問・研究を阻害し（組織である）」として、「掃すべきだとしている。「日本の独立国家としての土台を蝕む（むしばむ）組織（注2）」だ。従って、学術会議人事介入とは、戦前の思想弾圧と同じどころか、それ以上なのだ。学術会議を廃止せよと、学問の自由と言論・思想の自由を抑圧・弾圧するファシズムなのである。その日本会議は、「日本を国民の手に取り戻し、前向きな光を当てる第一歩が、日本学術会議の廃止です」、と主張する。こうして、日本会議は本心むき出しの動きを開始した。実は、菅政権の約9割が日本会議系団体に所属している。その主張の核心部は、戦前に軍部が、「天皇制を否定する」学説や思想を禁じた思想弾圧とつりふたつなのである。学術会議や憲法は「戦前の日本を否定する」学説や思想に基づくものであるから、これを廃止すべきである、と云う主張である。戦前の思想弾圧と同一なのだ。

学術会議の亀山直人初代会長をやり玉にあげ、設立の際に「GHQが異常な関心を示した」。その先導者だと、攻撃する。「日本弱体化を目指した日本国憲法

と同様に、學術會議と龜山直人初代会長に（日本弱体化を）期待した」と、平和憲法と軍國主義を排する戦後民主主義の潮流を敵視する。特に、學術會議が、「軍事的科學研究は絶対に行わない」との声明を何度も出したことを敵視する。そして、憲法や學術會議が、軍國主義や侵略戦争の過ちを二度と繰り返さないと真っ向からの反省したことを毛嫌いだする。「國家・國民の足枷と化した」として、即刻廃止すべき、との号令を發する。

「中国に、研究者の交流・科學情報の共有」推進とのデマを云う。即ち學術會議は國家戰略として「軍民融合を推進する中国と研究者の交流・科學情報の共有について覚書書を取り交わしている」とのひどいウソを拡散する。これは矩（のり）を超えた政治活動で自由な学問・研究を阻害しているのは「學術會議自体ではないか」と。そんな組織に毎年10数億円以上の税金を注ぎ込むとは何事かと。憲法と學術會議とを敵視し廃止し戦前のファシズム復活を許してはならない。

この主張は、菅政権が學術會議をたたく違法な姿とまさしくうりふたつではないか。そのようなファシズム行為を戦後の平和憲法の基で、許してはならない。

下村博文政調会長・井上信治科學技術担当相の暴言毎日新聞（2020-11-10）に、下村博文氏談として「軍事研究否定なら學術會議は行政機関から外れるべき」との攻撃が載った。彼は、自民・日本學術會議のあり方を検討するプロジェクトチーム（PT）を主導する。

更に、「會議が推薦した全員を任命しなくてはいいかないのなら、任命権なしと同じ。任命権があるなら当然その中から選択できる。全員任命なら欧米型の非政府組織になればよい。「欧米（の科學アカデミー）は政府組織になつていない。誰をメンバーにするか、87万人の學者の皆さんが独自に判断するということであれば、欧米型の組織に変えた方がいい。軍事研究否定なら、行政機関から外れるべきだ」と。このように、學術會議が軍事研究を否定することが下村氏の攻撃の主目標である。それは日本會議の主張と同一なのである。

日本を「戦争が出来る国」に変えようと安保法導入や憲法改悪へと向かう際には、軍産連携勢力の意向に反対する學者平和志向の學者が目障りなので、日本學術會議を根本的に解体・廃止しようとする。という菅

政権の危険な本音が下村発言から明瞭に浮かび上がる。こんなことを、平然と発言する自民党日本会議派は、軍事研究に学者・研究者を、戦前から戦中の様に自在に利用・動員したのである。いま、軍事研究への姿勢を理由に学術会議への介入を強める政治は、歴史の逆行にほかならない。日本会議にこれ程まで毒された菅政権は、軍事国家への道、「いつか来た道」、「戦争のできる日本」へと突き進む恐怖政治そのものだ。恐るべき菅政権を一刻も早く退陣させる以外に道はない。井上信治科学技術担当相は17日の参院内閣委員会で、デュアルユースについて「時代の変化に合わせて冷静に考えなければならぬ」「これも含めて（学術会議の）梶田会長とお話している」と語り、学術会議に「軍事研究の検討を求めたことを明らかにした。学術会議は2017年に、防衛省がデュアルユース推進のために創設した安全保障技術研究推進制度をめぐり、軍事研究に反対する声明を出した。同声明について当時の稲田朋美防衛相が（同会議が）独立の立場において検討しているもので、コメントは控える」と答弁したことが指摘され、学術会議に見解の見直しを求める事は「『独立して職務を行う』という日本学術会議法

に反する」と厳しく批判された。加藤勝信官房長官は、井上信治科学技術相が梶田隆章学術会議会長との会談で、組織見直し案で国からの分離を求めたことにつき、「国として学術会議の組織のあり方について特定の方針を要請したり、決定しているわけではない」と弁明に迫られた。

菅首相は、遂に弁明に事欠き、事前の「調整」がなかったから6人を任命しなかったと答弁した。政権の意に沿わない人事をいくらでも拒否するという首相の本音が出たものだ。即座に、大西元会長や山極前会長から、事前の調整などという事実は全くなく、学術会議法からもそのような事前調整の余地は存在しないと否定された。山極氏は「杉田副官房長官にこの件で何度電話しても応答なし」との状況を明瞭に証言した。

日本学術会議の梶田隆章会長は11月26日、会見し、菅義偉首相による会員の任命拒否について、国際学術会議（ダヤ・レディー会長）が「学問の自由」に与える影響はきわめて深刻と表明した書簡全文を公表した。

国際学術会議は40の国際的な学術団体と、140以上の国や地域を代表する学術団体が加盟する組織。書

簡は17日付で、梶田会長にあてたもの。このなかで国際学術会議は、「日本における最高の独立した学術機関の推薦が菅内閣総理大臣に認められなかったことを懸念しております」と表明した。菅首相の決定は「透明性を欠いている」と指摘。「このことが日本における学問の自由に与える影響をきわめて深刻にとらえています」と述べた。「最も重要なこと」と、学術に関わる諸決定が「政治的な統制や圧力の対象となつてはならない」と強調した。書簡は最後に、「世界の学術を代表するもの」として、日本学術会議に「強力な支援を提供する」と表明。「前向きな解決を期待する」と結んだ。

尾池和夫座長有識者会議報告書で菅総理迷走を断罪  
安倍前政権下で内閣府有識者会議が作られ、日本学術会議の政府からの独立重視する報告書が2015年3月にまとめられた。その有識者会議座長だった尾池和夫京都大学元総長は、次のように菅首相の任命拒否は「政府が学術会議に直接に手を出す」法律違反であり、許されない事だと明快に指摘した。特に2003年に、科学技術会議（現総合技術会議・イノベーション会議）の意見具申を見直すため、第3者機関を作つ

た。政府が「独立組織の学術会議を評価することはまかりならん」ので、第3者で評価する有識者会議という機関を作った。あくまでも「学術会議において主体的に見直し」としたものであった。そこに政府が手を出してはいけない（独立性を犯す）。科学者の国際的な窓口としても、非政府であることが不可欠なのである。

報告書は「（学術会議）は制度上その独立性が担保されている。この点は、特に政府や社会との関係において、真に学術的な観点に立つた見解を提示する上で、非常に重要な要素である」と明記した。評価報告書に、「国の機関でありつつ法律上独立性を担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応」と高く評価した。即ち、自民党がプロジェクトチームを立ち上げて、「国の機関なのだから、政府にものを言うな」との下村氏主張は理不尽過ぎと断罪した。報告書は学術会議が仕事をするため事務局の人員増や予算増を政府に求めたが実現しない。菅首相の総合的・俯瞰的、多様性確保、事前調整、等は全崩壊した。

注1：日本学術会議は国家機関として、日本を否定する事が正義であるとする「戦後レジーム・遺物」であり、(それ自体の存在が)その遺物の代表格です。(だから日本国憲法と同様に)即刻廃止すべきだと。

及び：日本学術会議第25期幹事会記者会見資料・2020年2月11月26日 <http://www.scj.go.jp/ja/member/inkai/kanji/pdf/25/siryos304-kaikenshiryō.pdf> 及び、日本学術会議の活動と運営等の詳細については、3度に渡る記者会見によって情報提供された。次の学術会議ウェブ頁を参照の事。：<http://www.scj.go.jp/index.html>

注2：日本学術会議法：<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kisoku/01.pdf>

前文 日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する。第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。(傍線は筆者による)

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という)をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。・・・第四章 会員の推薦・・・第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

(こ)ばやし あきぞう・研究所理事長